



## 第40回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。  
本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

日 時

2020年6月24日(水曜日) 午前10時  
受付開始 午前9時

場 所

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番  
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン

議 案

第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 退任取締役に対する  
特別功労金支給の件

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

第40回定時株主総会を2020年6月24日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2020年度は、創業50年を迎える節目の年となります。これもひとえに皆様のご支援の賜物と心より感謝しております。

現在、社会環境や労働環境は大きく変化しております。2020年4月には同一労働同一賃金に関する法律が施行され、また新型コロナウイルスの影響による世界的な経済活動の制限などから、働き方もこれまでとは大きく変わってくるのが予想されます。

いま一度、創業理念である「人を育て 人を活かす」の原点を見つめ直し、新たな気持ちでお客様に対し価値あるサービスの提供に努めてまいります。

日総グループは、様々なステークホルダーの皆様のご期待に応えるべく、持続的な成長を目指してまいります。引き続き、株主の皆様のご支援とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



代表取締役会長兼社長

清水 竜一



### 創業理念

人を育て 人を活かす

### ビジョン

メイド・イン・ジャパンを支える  
最高のプロ集団になる

### 目次

第40回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	13
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告	45

証券コード 6569  
2020年6月5日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目4番1号  
日 総 工 産 株 式 会 社  
代表取締役会長兼社長 清 水 竜 一

### 第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を使用することができますので、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2020年6月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただくか、後記「インターネット等による議決権行使のご案内」（4ページ）をご高覧の上、期限までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
  2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番  
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第40期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第40期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役5名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 退任取締役に対する特別功労金支給の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

### 新型コロナウイルス感染リスク対応に関するお知らせ

◎新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、当日ご出席を予定されている株主様におかれましては、ご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願い申し上げます。特にご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について見合わせることもご検討ください。

**弊社といたしましては、本来、株主総会は株主様との貴重な対話の機会ではございますが、株主総会での感染リスクをご考慮され、株主総会へのご出席をお控えいただき、議決権行使書用紙又はインターネット等による事前の議決権行使を推奨いたします。**

◎また、本株主総会におきましては、下記の感染予防対策を実施させていただきますので、予めご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

- ・当社運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・本株主総会にご出席される株主様は、**マスク着用などの感染予防にご配慮**いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
- ・受付時、**検温や手指消毒**、また**間隔を空けての整列入場**を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。そのため、**ご入場まで時間がかかる**ことが想定されます。  
**(発熱等体調不良の場合は、ご入場をお断りすることもございます)**

・密集防止のため、座席間の間隔を拡げさせていただきます。

◎今後の流行状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nisso.co.jp/>) に掲載させていただきます。

### ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nisso.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nisso.co.jp/>）に掲載させていただきます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月24日（水曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトをQRコードで見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号、第3号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

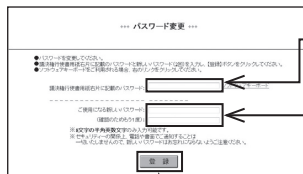
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第40期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円 総額845,258,675円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化及び執行役員による業務執行体制の強化を図るため、取締役1名を減員し、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	再任	生年月日	所有する当社の株式数
1	しみず りゅういち 清水 竜一	再任	1961年5月30日	40,000株
<b>略歴、当社における地位及び担当</b>				
1988年7月 当社入社				
1990年10月 同 豊田営業所長				
1991年8月 同 取締役豊田営業所長				
1993年2月 同 取締役生産事業本部長				
1997年4月 同 取締役管理本部長				
1998年9月 同 常務取締役				
2001年6月 同 取締役副社長				
2004年4月 同 代表取締役社長				
2019年4月 同 代表取締役会長				
2020年2月 同 代表取締役会長兼社長（現任）				
<b>■重要な兼職の状況</b>				
株式会社CWホールディングス 代表取締役				
清水興産株式会社 取締役				
日総ニフティ株式会社 取締役				
一般社団法人日本生産技能労務協会 副理事長				
<b>■取締役候補者とした理由</b>				
清水竜一氏は、当社に入社以来、製造系人材サービス事業の展開において重要な業務の意思決定に携わり、経営者としての豊富な業務経験と実績及び見識を有しております。今後さらなる事業拡大に向けた経営戦略の実現への貢献が期待されることから、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。				



候補者番号

2

まつお しんいち  
松尾 伸一

再任

生年月日 1960年10月26日

所有する当社の株式数  
66,883株

### 略歴、当社における地位及び担当

- 1998年 4月 当社入社
- 2001年 7月 同 業務第二部長
- 2005年 4月 同 執行役員中部東海事業部長
- 2007年10月 同 上席執行役員管理本部副本部長
- 2015年 4月 同 執行役員管理本部長
- 2016年 4月 同 取締役管理本部長兼総務・人事部長
- 2018年 4月 同 取締役管理本部長兼総務部長
- 2019年 4月 同 取締役
- 2020年 4月 同 取締役関連事業経営支援室室長(現任)

### ■重要な兼職の状況

- 日総びゅあ株式会社 取締役
- 株式会社ニコン日総プライム 取締役
- 日総ブレイン株式会社 取締役

### ■取締役候補者とした理由

松尾伸一氏は、当社に入社以来、営業、総務、人事労務、経理財務等、幅広い業務経験を有しており、その知識・経験を活かし、当社グループのコンプライアンス及びリスクマネジメントの強化、企業価値向上に向けて適任と判断し、取締役候補者といたしました。

招集  
ご通知

株主  
総会参考書類

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告

候補者番号

3

もんざわ しん  
門澤 慎

再任

社外

独立

生年月日 1979年10月7日

所有する当社の株式数  
一株

### 略歴、当社における地位及び担当

- 2006年 4月 マツダ株式会社入社
- 2008年 1月 監査法人A&Aパートナーズ入社
- 2010年 7月 公認会計士登録
- 2011年10月 株式会社企業情報パートナーズ入社
- 2012年 7月 株式会社プルータス・コンサルティング入社
- 2013年 4月 有限責任監査法人トーマツ入社
- 2014年 4月 株式会社プルータス・コンサルティング入社
- 2016年11月 門澤公認会計士事務所開設 所長（現任）
- 2017年 6月 当社 社外取締役（現任）
- 2019年 3月 株式会社プルータス・マネジメントアドバイザー 代表取締役社長（現任）
- 2019年 6月 株式会社ミダスエンターテイメント 社外監査役（現任）

### ■重要な兼職の状況

門澤公認会計士事務所 所長  
一般社団法人虎ノ門会 理事  
株式会社プルータス・マネジメントアドバイザー 代表取締役社長  
株式会社ミダスエンターテイメント 社外監査役

### ■社外取締役候補者とした理由

門澤慎氏は、公認会計士としての見識と経験が豊富であり、2017年6月に当社社外取締役に就任しております。その専門的な知識・経験に基づき客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号	4	うだがわとしやす <b>宇田川 利保</b>	<b>新任</b>	所有する当社の株式数 40,000株
		生年月日 1948年11月10日		
<b>略歴、当社における地位及び担当</b>				
2000年11月 当社入社				
2001年10月 同 営業統括部長				
2004年 4月 同 人事部長				
2005年 5月 同 人事部長 兼 人材開発室長				
2006年11月 同 執行役員人事部長				
2008年 4月 日総びゅうあ株式会社 代表取締役社長				
2016年 6月 当社常勤監査役（現任）				
<b>■重要な兼職の状況</b>				
重要な兼職はありません。				
<b>■取締役候補者とした理由</b>				
宇田川利保氏は、当社における営業・人事・労務・人材育成などの分野において知見を有するほか、当社子会社における企業経営の豊富な見識・経験を有しており、当社常勤監査役として就任されてから、その職務を適切に遂行して経営に関する監査として求められる役割を十分に果たしております。その実績を踏まえ、当社の監督機能の強化が期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。				

候補者番号	5	おおの みき <b>大野 美樹</b>	<b>新任</b>	<b>社外</b>	<b>独立</b>	所有する当社の株式数 一株
		生年月日 1971年8月3日				
<b>略歴、当社における地位及び担当</b>						
1994年 4月 海外経済協力基金（現独立行政法人国際協力機構）入社						
2003年11月 司法研修所入所						
2005年10月 弁護士登録 馬車道法律事務所入所						
2019年10月 法律事務所クレイン開設 弁護士（現任）						
<b>■重要な兼職の状況</b>						
法律事務所クレイン 弁護士						
<b>■社外取締役候補者とした理由</b>						
大野美樹氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての見識と経験が豊富であり、主に弁護士としての専門的見地から発言をし、経営全般の監督機能を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。						

招集  
通知

株主  
総会  
参考  
書類

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、門澤慎氏及び大野美樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 門澤慎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は門澤慎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、大野美樹氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、門澤慎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、大野美樹氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役宇田川利保氏は、本総会の終結の時をもって辞任いたします。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、辞任する監査役の任期が満了する2021年6月開催予定の第41回定時株主総会の終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

さかの ひでお <b>坂野 英雄</b>	<b>新任</b>	<b>社外</b>	<b>独立</b>	所有する当社の株式数 ー株
生年月日 1972年10月28日				
<b>略歴、当社における地位</b>				
1995年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1999年4月 公認会計士登録 2005年3月 坂野公認会計士事務所開設 所長（現任） 2005年8月 税理士登録 2006年2月 大有監査法人（現有限責任大有監査法人）社員就任 2011年9月 大有ゼネラル監査法人（現有限責任大有監査法人）代表社員就任（現任）				
<b>■重要な兼職の状況</b>				
坂野公認会計士事務所 所長 有限責任大有監査法人 代表社員				
<b>■社外監査役候補者とした理由</b>				
坂野英雄氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての見識と経験が豊富であり、その専門的な知識・経験に基づき客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。				

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 坂野英雄氏は社外監査役候補者であります。

3. 坂野英雄氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 坂野英雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 退任取締役に対する特別功労金支給の件

取締役矢花卓夫氏は、本総会終結の時をもって、任期満了により退任されます。

矢花卓夫氏は、2015年4月に取締役に就任して以来、卓越したリーダーシップにより、変化の激しい経済環境に耐えうる強固な経営基盤を築き、2018年3月には東京証券取引所市場第一部への株式上場を果たすなど、当社グループの発展に大きく貢献されました。

つきましては、在任中の特別な功労に報いるため、特別功労金として50,457,000円を支給いたしたいと存じます。

なお、具体的な支給の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

矢花卓夫氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
矢花卓夫	2015年4月 当社取締役
	2016年4月 同 常務取締役
	2018年4月 同 取締役副社長
	2018年10月 同 代表取締役副社長
	2019年4月 同 代表取締役社長
	2020年2月 同 取締役（現任）

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、米中通商問題の進展、中国経済の先行き等の海外経済の動向や金融資本市場の変動により弱含みで推移したものの、企業収益が底堅く推移していることや雇用情勢の着実な改善もあって、緩やかに回復しつつありました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、足下では大幅に下押しされており、不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境としましては、重要顧客である国内メーカーの生産において、輸送機械は一部企業に消費税増税の影響が見られたものの、生産動向は底堅く推移し、一方、電子部品・デバイスは製品需要が停滞傾向にあり弱含みで推移しました。また、雇用情勢は改善しつつありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大は、当社顧客の外部人材活用ニーズにも影響を及ぼしつつあります。

このような環境の中、当社グループでは、「人を育て人を活かす」の創業理念のもと、2020年3月期から2022年3月期までの中期経営計画に沿って、ミッションである「製造系人材ビジネス領域において絶対評価でトップになる」の達成に向けて、日総中期成長サイクルをさらに進化させ、業績拡大と利益率向上に取り組んでおります。

当連結会計年度において、総合人材サービス事業の主力である製造系人材サービス事業では、重要顧客である「アカウント企業」へ、無期雇用であり定着率の高い「技能社員」を重点的に配属し、技能を高め、提供サービスの高度化を図り、顧客満足度の向上を図ってまいりました。また、全国に9か所ある研修施設を積極活用することで、利益向上に貢献する教育を実践してまいりました。

一方、その他の事業では、2018年3月1日に横浜市内6か所目となる介護施設「すいとぴー東戸塚」を開所した影響に伴う投資費用が発生しておりますが、当連結会計年度においては、介護サービスの質の向上を図り、顧客満足度を高め、入居者数を確保することに努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高74,966百万円（前期比8.4%増）、営業利益3,061百万円（前期比6.7%増）、経常利益3,149百万円（前期比8.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,033百万円（前期比1.0%減）となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(総合人材サービス事業)

総合人材サービス事業では、製造系人材サービスとして製造派遣・製造請負を、事務系人材サービスとして、一般事務派遣、BPO(注)を行っております。

当連結会計年度における当事業の主力事業である製造系人材サービスにおいて、提供サービスの高度化を図るために、研修施設を活用し、自動車や電子デバイス、精密・電気機械などの分野で活躍できる人材を育成してまいりました。研修施設を活用した教育を実践することにより、製造スタッフの就業意欲を高め、定着率の向上を図ることで、在籍者数は前連結会計年度末と比較し728名増加いたしました。

一方、在籍の増加に伴い売上が増加したものの、研修費及び社員募集費などの経費増加を吸収するまでには至らず、増収減益となりました。

この結果、売上高72,178百万円(前期比8.2%増)、営業利益3,117百万円(前期比0.1%減)となりました。

(注) BPO(Business Process Outsourcing)とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを、専門企業に外部委託することを指します。

(その他の事業)

その他の事業では、介護・福祉事業を行っております。

当連結会計年度における当事業の主力事業である施設介護事業においては、介護施設「すいとび一東戸塚」の入居者数が増加いたしました。また、既存施設において人件費や運営費などの売上原価を抑え、収益性の向上に努めることで、営業損失は縮小いたしました。

この結果、売上高2,796百万円(前期比12.5%増)、営業損失54百万円(前期は247百万円の損失)となりました。

セグメント別売上高

セグメントの名称	第39期 (2019年3月期) (前連結会計年度)		第40期 (2020年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
総合人材サービス事業	66,684百万円	96.4%	72,178百万円	96.3%	5,493百万円	8.2%
その他の事業	2,485	3.6	2,796	3.7	310	12.5
調整額	△8	△0.0	△7	△0.0	0	-
合計	69,161	100.0	74,966	100.0	5,805	8.4

(注) 調整額は、セグメント間の内部売上高または振替高の消去額であります。



② 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において有形固定資産のほか、ソフトウェア等の無形固定資産を含んだ総額285百万円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資は次のとおりであります。

(総合人材サービス事業)

教育施設(長野県岡谷市 他4施設) 112百万円

基幹システム 121百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年1月6日に株式会社ニコンの子会社である株式会社ニコンスタッフサービスの発行株式の49%を取得いたしました。なお、同社の社名を同日付けで「株式会社ニコン日総プライム」に変更いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 37 期 (2017年 3 月期)	第 38 期 (2018年 3 月期)	第 39 期 (2019年 3 月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(百万円)	53,533	59,208	69,161	74,966
経 常 利 益(百万円)	833	1,781	2,895	3,149
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	491	1,014	2,053	2,033
1 株当たり当期純利益 (円)	18.52	37.89	61.58	60.51
総 資 産(百万円)	17,410	19,870	21,019	22,494
純 資 産(百万円)	4,601	9,317	10,544	11,895
1 株当たり純資産 (円)	173.52	280.95	314.20	351.84

(注) 1. 当社は、2017年10月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割、2018年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割、2018年8月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割及び2019年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第39期の期首から適用しており、第38期の金額は組替え後の金額で表示しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 37 期 (2017年 3 月期)	第 38 期 (2018年 3 月期)	第 39 期 (2019年 3 月期)	第 40 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(百万円)	46,928	53,184	63,474	69,209
経 常 利 益(百万円)	759	1,759	2,943	3,124
当 期 純 利 益(百万円)	437	1,000	2,240	2,030
1 株当たり当期純利益 (円)	16.49	37.36	67.18	60.43
総 資 産(百万円)	15,045	17,257	18,482	20,024
純 資 産(百万円)	3,681	8,380	9,852	11,247
1 株当たり純資産 (円)	138.84	252.69	293.58	332.68

- (注) 1. 当社は、2017年10月16日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割、2018年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割、2018年 8 月 22 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割及び2019年 5 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1 株当たり当期純利益」及び「1 株当たり純資産」を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年 2 月16日) を第 39 期の期首から適用しており、第38期の金額は組替え後の金額で表示しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日総ブレイン株式会社	50百万円	100.0%	一般事務派遣・BPO (注)
日総びゅあ株式会社	40百万円	100.0%	障がい者雇用促進を目的とした当社の特例子会社
日総ニフティ株式会社	450百万円	100.0%	介護福祉事業

(注) BPO (Business Process Outsourcing) とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを、専門企業に外部委託することを指します。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの主力事業である製造系人材サービスの主要顧客である国内製造業においては、米中貿易摩擦などグローバル経済の影響を受けつつも底堅く推移している一方で、少子高齢化を背景とした労働人口の減少や製品の多様化、技術進化への対応、サプライチェーンを含めたグローバルなコンプライアンスへの適応など、製造領域におけるニーズがさらに多様化していくことと予想されます。

その他の事業においては、少子高齢化を背景に介護サービスの需要が高まっておりますが、サービス付き高齢者向け住宅の増加や有料老人ホームの増加など、競合の増加がみられ、その結果、介護職員の不足や定着の低下によるサービス品質の低下が予想されます。

このような経営環境の中、当社グループの企業価値と企業の存在意義を継続的、持続的に高めていくためには、主に以下に示す課題があることを認識しております。

なお、足元では新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、当社グループにおける経営環境は大きく変化するものと予想されます。当社グループでは、顧客及び従業員の安全を第一に、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を強化し、事業活動を進めております。

##### (総合人材サービス事業)

#### ① 採用力の強化と人材確保

国内における労働人口の減少が進む中、当社グループにおいても、就業者の確保は課題であると認識しております。当社グループでは、この人材確保という課題に対し、自社採用サイト「工場求人ナビ」をはじめとしたWeb媒体と求人誌などの紙媒体を有効に活用した採用活動を行っております。また、女性や高齢者及び外国人など様々な人材が、多種多様に就業できる制度の構築を目指しております。

#### ② 人材育成への取り組み

製造領域におけるニーズが多様化する中、就業者の就業意欲の向上やスキルアップが課題であると認識しております。当社グループでは、就業意欲の高揚を図るために、就業者が製造業務からエンジニアなどの高度な業務に就くことや無期雇用社員である「技能社員」へ転換できる人事制度を整備しております。また、全国9か所にある研修施設を積極活用した教育体制と就業者向けの教育プログラムを整備することで教育機会を増やし、個々のスキルアップ向上を支援するとともに顧客へのサービス提供価値の向上に努めております。

### ③ 収益性の向上

当社グループでは、就業者が退社すると、欠員による売上機会損失や補充人員採用コストが発生するため、いかに退社を抑制し、定着を高め、採用コストを低減するかが課題であると認識しております。当社グループでは、この課題に対し、業務管理者の管理力の強化と就業者向けの教育体制を構築しております。業務管理者は定期的な研修受講により現場管理能力を高め、就業者の就業環境の改善に努め、安定した収益体制を目指してまいります。

また、収益性の改善はもとより、企業の持続可能な成長のためには、社会や環境へ貢献していくことも重要であると認識しております。当社グループでは、事業を通じた社会への貢献を最重要課題と捉え、創業理念である「人を育て 人を活かす」にもとづき、新しい時代に即した人づくりを推進し、働く人の成長と日本の未来に貢献するために挑戦を続け、企業価値の向上に努めてまいります。

(その他の事業)

#### ① サービス品質の向上

当社グループでは、お客様に安心して利用していただける介護事業者となることが課題と認識しております。介護就業者への導入教育体制の整備と働きやすい職場環境づくりを推進することで、職員の定着向上を図り、個人の能力を高めることで、これまでに培ったノウハウを基により質の高いサービスの提供を目指してまいります。

#### ② 収益性の向上

先行費用が発生する新規施設での入居計画の遅れや既存施設での入居者数の減少による施設稼働率の低下は介護事業の業績に大きく影響を及ぼします。当社グループでは、Webの活用や内覧会を通じて、入居をご検討されるご家族様との接触機会を増やしております。入居後の楽しい生活や各種イベントのご案内と共に、一人ひとりに寄り添ったサービスのご提案など、入居者様のご理解を深めることで、施設入居者や介護サービスの利用者の増加を図ってまいります。また、業務の効率化を推進するなど経営体質の改善に取り組み、収益基盤の強化と収益性を高めた事業展開を目指してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社3社及び持分法適用関連会社2社で構成されており、「総合人材サービス事業」及び「その他の事業」を営んでおります。「総合人材サービス事業」では、製造系人材サービスとして製造派遣・製造請負を、事務系人材サービスとして、一般事務派遣、BPO(注)を行っております。また「その他の事業」では、介護・福祉事業(施設介護・在宅介護)を行っております。

当社グループでは、「人を育て人を活かす」という創業理念に基づき、働く人が働き甲斐を持ち成長していける職場を作り上げていくとともに、企業としての成長にも貢献できるサービスの提供を目指しております。さらに今後においても提供するサービスの質の向上を目指し、当社グループの事業成長を図ってまいります。

(注) BPO(Business Process Outsourcing)とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを、専門企業に外部委託することを指します。

### (総合人材サービス事業)

#### ① 製造系人材サービス(当社・日総びゅあ株式会社)

##### イ 製造派遣

製造派遣は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という)に従い事業を行っており、自動車、電子部品、精密機器、住宅設備をはじめとしたメーカーに対し派遣サービスを提供しております。

派遣事業を行う企業は厚生労働省より労働者派遣事業の許可を受け、顧客企業(派遣先企業)と当社との間で労働者派遣契約を締結、また就業希望者と当社との間で雇用契約を締結したうえで就業者を派遣先企業に派遣しております。派遣先企業に派遣された就業者は、派遣先企業の指揮命令のもとで業務に従事し、品質管理や労務管理は派遣先企業が行うこととなります。このように派遣契約においては、派遣労働者の雇用者(当社)と業務上の指揮命令者(派遣先企業)が異なることが特徴であります。

##### ロ 製造請負

製造請負は、自動車、電子部品、精密機器、住宅設備をはじめとしたメーカーに対しサービスを提供しております。この製造請負では、製造派遣とは異なり、請負会社(当社)が、自ら指揮命令を行い、自社による生産、品質管理や労務管理及び職場運営体制を構築しなければならないことが特徴であり、発注者(メーカー)からの注文に対し、自社管理体制のもとで製造や加工、検査等を行い、完成品(成果)を納品しております。

##### ハ その他

上記に含まれないものとして、当社の特例子会社(注)(日総びゅあ株式会社)において軽作業請負、物販事業を行っております。

(注) 特例子会社：障害者の雇用機会の確保（法定雇用率）は、個々の事業主（企業）ごとに義務づけられていますが、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されているものとみなして、実雇用率が算定できます。

## ② 事務系人材サービス（日総ブレイン株式会社）

### 一般事務派遣、ＢＰＯ

一般事務派遣は、労働者派遣法に従い事業を行っており、主としてオフィス事務や受付業務などの派遣サービス提供を行っております。

派遣事業を行う企業は労働者派遣事業の許可を受け、顧客企業（派遣先企業）と日総ブレイン株式会社との間で労働者派遣契約を締結、また就業希望者と日総ブレイン株式会社との間で雇用契約を締結したうえで就業者を派遣先企業に派遣しております。この派遣契約においては派遣労働者の雇用者（日総ブレイン株式会社）と業務上の指示命令者（派遣先企業）が異なることが特徴であります。

また、一括して業務を受託するＢＰＯを一部行っております。

## （その他の事業）（日総ニフティ株式会社）

神奈川県横浜市及び福島県いわき市を中心として、施設介護（介護付有料老人ホーム）及び在宅介護等の介護・福祉事業を展開しております。

### ① 施設介護

神奈川県横浜市にて、有料老人ホーム６か所を運営し入居者に対する介護サービスの提供を行っております。

### ② 在宅介護

介護ステーションを神奈川県横浜市に１か所、福島県いわき市に２か所、通所介護施設を福島県いわき市に２か所展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本 社	神奈川県横浜市港北区	
事業拠点	札幌総合オフィス (北海道札幌市) 弘前総合オフィス (青森県弘前市) 秋田総合オフィス (秋田県大仙市) 酒田総合オフィス (山形県酒田市) 北上総合オフィス (岩手県北上市) 仙台総合オフィス (宮城県仙台市) 米沢総合オフィス (山形県米沢市) 福島総合オフィス (福島県郡山市) 宇都宮総合オフィス (栃木県宇都宮市) 大宮総合オフィス (埼玉県さいたま市) 高崎総合オフィス (群馬県高崎市) 千葉総合オフィス (千葉県千葉市) 横浜総合オフィス (神奈川県横浜市) 厚木総合オフィス (神奈川県厚木市) 八王子総合オフィス (東京都八王子市)	松本総合オフィス (長野県松本市) 浜松総合オフィス (静岡県浜松市) 名古屋総合オフィス (愛知県名古屋市) 長野総合オフィス (長野県長野市) 金沢総合オフィス (石川県金沢市) 富山総合オフィス (富山県富山市) 滋賀総合オフィス (滋賀県近江八幡市) 大阪総合オフィス (大阪府大阪市) 岡山総合オフィス (岡山県岡山市) 広島総合オフィス (広島県広島市) 島根総合オフィス (島根県出雲市) 山口総合オフィス (山口県山口市) 福岡総合オフィス (福岡県福岡市) 苅田総合オフィス (福岡県京都郡)

(注) 2019年4月、事業拠点である営業所を「総合オフィス」の名称に変更しました。

② 子会社

会社名	本店所在地
日総ブレイン株式会社	神奈川県横浜市鶴見区
日総ぴゅあ株式会社	神奈川県横浜市港北区
日総ニフティ株式会社	神奈川県横浜市港北区



(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数 (人)
総合人材サービス事業	1,391 (248)
その他の事業	249 (51)
合計	1,640 (299)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー) は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. このほかに無期雇用社員・期間契約社員 (製造スタッフ、派遣スタッフ) が最近1年間の平均で14,380名おります。

② 当社の状況

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
1,167 (237)	41.0	9.7	4,506,082

セグメントの名称	従業員数 (人)
総合人材サービス事業	1,167 (237)
合計	1,167 (237)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー) は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. このほかに無期雇用社員・期間契約社員 (製造スタッフ) が最近1年間の平均で13,584名おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株	式	会	社	横	浜
				銀	行
					750百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 102,400,000株

(注) 2019年3月15日開催の取締役会決議により、2019年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は51,200,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 34,201,200株 (うち自己株式390,853株)

(注) 1. 2019年3月15日開催の取締役会決議により、2019年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行済株式の総数は16,982,200株増加しております。

2. 当事業年度中のストックオプションの行使により、発行済株式の総数が240,000株増加しております。

③ 株主数 5,542名

#### ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社CWホールディングス	6,912,000株	20.44%
清水興産株式会社	5,692,000株	16.84%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,312,500株	9.80%
清水唯雄	2,216,800株	6.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,174,900株	6.43%
清水智華子	974,000株	2.88%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	861,600株	2.55%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	486,700株	1.44%
MSIP CLIENT SECURITIES	471,600株	1.39%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT A CCOUNTS M LSCB RD	397,526株	1.18%

(注) 1. 持株比率は自己株式(390,853株)を控除して計算しております。

2. 2019年1月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社並びにその共同保有者であるBlackRock(Luxembourg) S. A.、BlackRock International Limitedが2018年12月31日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
ブラックロック・ジャパン株式会社	187,000株	1.11%
BlackRock(Luxembourg) S. A.	444,800株	2.65%
BlackRock International Limited	84,300株	0.50%
合計	716,100株	4.27%

3. 2020年3月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社りそな銀行およびその共同保有者が2020年3月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
りそなアセットマネジメント株式会社	1,712,200株	5.04%
合計	1,712,200株	5.04%

#### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

また、会社法第184条第2項の規定に基づき、株式分割の効力発生日である2019年5月1日をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は51,200,000株増加して102,400,000株となっております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年3月22日
新 株 予 約 権 の 数		35,580個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 2,846,400株 (新株予約権1個につき80株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 新 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり (1株当たり 53円) 4,240円
権 利 行 使 期 間		2018年3月23日から 2023年3月22日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 状 況 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,490個 目的となる株式数 119,200株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、顧問、嘱託もしくは従業員の状態にあることを要するものとします。但し、任期満了による退任、定年退職の場合については、この限りではありません。
2. 2017年9月15日開催の取締役会決議により、2017年10月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割、2018年1月15日開催の取締役会決議により、2018年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割、2018年8月6日開催の取締役会決議により、2018年8月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割及び2019年3月15日開催の取締役会決議により、2019年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	清水竜一	日総ニフティ株式会社 取締役 清水興産株式会社 取締役 一般社団法人日本生産技能労務協会 副理事長 株式会社CWホールディングス 代表取締役
取締役	松尾伸一	日総ぴゅあ株式会社 取締役 株式会社ニコン日総プライム 取締役 日総ブレイン株式会社 取締役
取締役	清水唯雄	清水興産株式会社 代表取締役社長 社会福祉法人近代老人福祉協会 理事長
取締役	矢花卓夫	
取締役	堀澤茂	かんない総合法律事務所 所長 社会福祉法人白百合会 第三者委員 社会福祉法人鶴見乳幼児福祉センター 理事
取締役	門澤慎	門澤公認会計士事務所 所長 一般社団法人虎ノ門会 理事 株式会社ブルーアス・マネジメントアドバイザリー 代表取締役社長 株式会社ミダスエンターテイメント 社外監査役
常勤監査役	宇田川利保	
監査役	石田章	株式会社カワタ 社外取締役 (監査等委員)
監査役	長谷川隆太	

- (注) 1. 取締役堀澤茂氏及び取締役門澤慎氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役石田章氏及び監査役長谷川隆太氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、社外取締役である堀澤茂氏及び門澤慎氏並びに社外監査役である石田章氏及び長谷川隆太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 取締役門澤慎氏、監査役石田章氏及び監査役長谷川隆太氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役門澤慎氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・監査役石田章氏及び長谷川隆太氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い知見を有しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

5. 当事業年度中における取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
清 水 竜 一	代表取締役社長	代表取締役会長	2019年4月1日
	代表取締役会長	代表取締役会長兼社長	2020年2月6日
矢 花 卓 夫	代表取締役副社長	代表取締役社長	2019年4月1日
	代表取締役社長	取 締 役	2020年2月6日
清 水 唯 雄	代表取締役会長	取 締 役	2019年4月1日

② 事業年度中に退任した取締役  
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等  
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	243百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	29百万円 (13百万円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (4名)	273百万円 (24百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記取締役の報酬等の総額には、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の当事業年度における費用計上額を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第39回定時株主総会において、基本報酬を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、短期インセンティブ報酬としての単年度における全社連結業績に連動した業績連動報酬を年額300百万円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。
- また、上記年額報酬とは別枠で、同定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、中長期インセンティブ報酬として譲渡制限付株式報酬を年額50百万円以内と決議いただいております。
- なお、上記各報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第26回定時株主総会において、ストックオプション報酬額を含めて年額60百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の兼務の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役堀澤茂氏は、かない総合法律事務所所長、社会福祉法人白百合会第三者委員及び社会福祉法人鶴見乳幼児福祉センター理事であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役門澤慎氏は、門澤公認会計士事務所所長、一般社団法人虎ノ門会理事、株式会社ブルータス・マネジメントアドバイザー代表取締役社長及び株式会社ミダスエンターテイメント社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役石田章氏は、株式会社カワタ社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 堀 澤 茂	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、取締役会において、主にコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。
取締役 門 澤 慎	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、取締役会において、主に財務及び会計の観点から適宜発言を行っております。
監査役 石 田 章	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、他社の経営者としての豊富な経験から適宜発言を行っております。
監査役 長 谷 川 隆 太	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、また、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関における豊富な経験から適宜発言を行っております。



#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 E Y 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要  
当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑥ 会計監査人が現に受けている業務停止処分  
該当事項はありません。

⑦ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分  
該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）が業務の適正を確保できるよう、その体制の整備について、取締役会において以下のとおり決議しています。

#### 1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、コンプライアンスはもとより高い倫理観を持って健全で誠実な事業活動を行うため、「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定めるとともに、取締役は率先してこれを実践し、社内イントラシステムに掲載するなどして使用人への周知徹底を図っている。

②当社は、法令や企業倫理、社内規程等の、当社グループ全体での遵守徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とした「企業価値向上委員会」を設置し、健全で誠実な事業活動を推進する。

③取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会に報告するものとする。

④当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、取締役及び使用人に周知徹底して、これらの勢力との関係を排除する。

⑤当社は、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図るため、「内部監査規程」を定め、独立性を持った内部監査部門を設置し、当社グループの業務全般に対し、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書について、「文書管理規程」を定め、管理責任を明確にしたうえ、適正に保存・管理する。また、必要に応じ、閲覧できる体制を維持する。

②当社は、機密に係る情報について、「情報管理規程」を定め、セキュリティの確保を図る。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、事業目的に影響を与えるリスク（以下リスクという）について、「リスク管理規程」を定めるとともに、リスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、当社グループ各社が参加する「企業価値向上委員会」（以下「委員会」という）を設置する。委員会は、原則として四半期に1回開催し、その他必要に応じて随時開催するものとする。

②委員会は、「リスク管理規程」に基づいて、具体的なリスクの特定・分析・評価を行い、その対応方針を定める。また、リスク管理状況を監視し、緊急対応の必要がある場合は、緊急の委員会を開催して必要な対応を行う。

③委員会は、リスクに関する事項を定期的に取り締役に報告する。

④当社グループの各部門長は、担当部門領域におけるリスク管理の責任を負い、リスクに関し報告が必要な緊急事態が発生した場合は、速やかに委員会事務局へ報告しなければならない。また、担当部門領域において明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に盛り込む等、適切な管理を行わなければならない。

⑤当社グループの各部門長は、複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処しなければならない。

⑥当社グループは、事業目的に影響を与えるリスク等が顕在化した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程等に定め、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持及び向上を図る。

⑦当社グループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進められる体制の整備に努める。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社グループは、「取締役会規程」を定め、取締役会の運営や付議事項等を明確にする。

②取締役会は、取締役及び使用人の業務遂行の円滑かつ効率的な運営を図るため、「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、各部門の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、コンプライアンスはもとより高い倫理観を持って健全で誠実な事業活動を行うため、「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定めるとともに、取締役は率先してこれを実践し、社内イントラシステムに掲載するなどして使用人への周知徹底を図っている。

②当社は、法令や企業倫理、社内規程等の、当社グループ全体での遵守徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とした「企業価値向上委員会」を設置し、健全で誠実な事業活動を推進する。

③当社グループは、「公益通報者保護規程」を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

④当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、取締役及び使用人に周知徹底して、これらの勢力との関係を排除する。

⑤当社は、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図るため、「内部監査規程」を定め、独立性を持った内部監査部門を設置し、当社グループの業務全般に対し、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

## 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、当社グループの公正な事業活動を推進するため、当社グループ共通の「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定め、当社グループ各社は、取締役及び使用人に周知徹底を図るものとする。

②当社は、当社グループの経営強化を図るため、「関係会社管理規程」を定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社への報告を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。

③当社の内部監査部門は、当社グループ各社に対し、定期的に、また、必要に応じて監査を実施する。また、内部監査部門は、監査役及び会計監査人と連携し、監査を通じて、当社グループの業務の適正の確保に努める。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、直ちに選任を行う。

## 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

①当社は、監査役の職務を補助する使用人に、監査役の指揮命令の下で職務を執行させるものとする。

②当社は、監査役の職務を補助する使用人の人事に関する事項の決定について、監査役と事前に協議しなければならない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社は、「取締役会」、「企業価値向上委員会」、その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。

②当社の代表取締役及び内部監査部門は、監査役と連携を保ち、定期的に情報交換を行う。

③当社グループの取締役及び使用人は、監査役から重要な情報の報告を求められた場合、これに応じなければならない。

④当社は、監査役への報告に関し、当該報告者が、その報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、「取締役会」、「企業価値向上委員会」、その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。

②当社は、監査役の求めに応じ、会議議事録等の重要文書を閲覧できる体制を整備する。

③当社は、監査役が職務を遂行するために要する費用について監査役に確認の上、予算を策定し、また、監査役が職務等を執行するにあたり生ずる費用の前払いまたは償還の体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1. コンプライアンス体制

①健全で誠実な事業活動を行う企業としての根幹となる考え方を示す「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針となる「日総グループ社員行動規範」を定めており、当憲章及び当規範を記したポケットリーフレット「日総みちしるべ」を、当社及び子会社の役員・従業員に配布して法令遵守や倫理的な行動の周知徹底を図っております。

②企業経営の根幹となるべきコンプライアンスを共有し意識を徹底するために「倫理方針」を掲げ、当社並びに役員及び従業員は、法規倫理遵守、不適切な利益の排除、情報の開示と透明性、知的財産の保護、公正・透明・自由な競争と取引、身元の保護と報復の排除を周知徹底し、コンプライアンス経営をより一層進めております。

③「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する教育体制を整え、役員・従業員に対し、定期教育を実施しました。

④当社及び子会社では、法令違反等を早期に発見するため、「公益通報者保護規程」を定め、外部窓口として「日総グループ内部通報窓口」を設置し、通報者への不利益な取り扱いを禁止するとともに、通報があった場合の調査、是正措置及び再発防止措置を講じる体制を整え、運用しております。

### 2. リスク管理体制

①「リスク管理規程」を整備し、取締役、監査役、部門長、子会社代表、子会社代表社員が参加する「グループ統制委員会」を、当事業年度は4回開催しました。また、リスクマップを整備し、事業に影響を与えるリスクの特定・分析・評価を行って、リスクに適切に対応するための体制を整え、運用しております。

②「リスク管理規程」に基づき、リスクに関する教育体制を整え、役員・従業員に対し、定期教育を実施いたしました。

③「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、内部監査室が当社及び子会社の内部監査を実施し、内部監査報告書を通じて、当社及び子会社の社長に報告がなされております。

### 3. 当社グループ経営管理体制

①「取締役会規程」において、子会社の経営に関する重要事項については、当社取締役会で決議を行うことを定めており、本規程に基づいた決議が適正に行われております。

②毎月1回、「グループ会議」を開催し、業績その他経営に関する重要事項の報告、討議を行っており、当社グループの経営強化を図っております。当事業年度は12回開催いたしました。

### 4. 取締役の職務執行について

社外取締役2名を含む6名で構成された取締役会を当事業年度は定例で12回、臨時で7回開催いたしました。計19回の取締役会において、事業の報告及び経営上の重要事項の承認等を行いました。

### 5. 監査役の職務執行について

①監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成し、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整え、運用しております。

②監査役が「取締役会」、「グループ会議」、「企業価値向上委員会」に出席し、必要のある時は意見を述べることで、取締役の職務執行の状況を監査しております。また、代表取締役と定期的な会合を持ち、意見交換を行っております。さらに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

③当事業年度において、監査役会は13回開催いたしました。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と企業価値の向上を経営の重要課題と位置付けており、成長投資のための資金の確保、並びに事業環境の変化に対応できる企業体質の強化とのバランスを考慮しつつ、連結配当性向30%を目安に、株主の皆さまへ安定した利益還元を継続することを基本方針としております。

なお、当社は期末配当を原則として考えておりますが、株主への利益還元の充実を図るため、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。中間配当については業績動向等を勘案しながら機動的に行うことを可能とするため、取締役会を決定機関としております。



# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,622</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,279</b>
現金及び預金	6,365	1年内返済予定の長期借入金	126
受取手形及び売掛金	8,434	リース債務	78
前払費用	562	未払費用	4,648
その他	264	未払法人税等	812
貸倒引当金	△4	未払消費税等	1,904
<b>固定資産</b>	<b>6,871</b>	賞与引当金	879
<b>有形固定資産</b>	<b>4,754</b>	その他	829
建物及び構築物	1,852	<b>固定負債</b>	<b>1,319</b>
土地	2,738	長期借入金	623
その他	164	リース債務	68
<b>無形固定資産</b>	<b>377</b>	退職給付に係る負債	303
リース資産	121	その他	324
その他	255	<b>負債合計</b>	<b>10,598</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,739</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	241	<b>株主資本</b>	<b>11,974</b>
敷金及び保証金	658	資本金	2,012
繰延税金資産	474	資本剰余金	2,369
その他	365	利益剰余金	7,926
貸倒引当金	△0	自己株式	△334
<b>資産合計</b>	<b>22,494</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△78</b>
		為替換算調整勘定	1
		退職給付に係る調整累計額	△79
		<b>純資産合計</b>	<b>11,895</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>22,494</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		74,966
売上原価		61,850
売上総利益		13,115
販売費及び一般管理費		10,054
営業利益		3,061
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	3	
持分法による投資利益	34	
助成金収入	53	
受取家賃	35	
その他	30	160
営業外費用		
支払利息	14	
賃借費用	22	
その他	34	71
経常利益		3,149
特別利益		
投資有価証券売却益	121	121
特別損失		
投資有価証券売却損失	3	
減損損失	152	155
税金等調整前当期純利益		3,115
法人税、住民税及び事業税	1,144	
法人税等調整額	△61	1,082
当期純利益		2,033
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		2,033

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	2,006	2,357	6,514	△342	10,535
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	6	6			12
剰余金の配当			△620		△620
親会社株主に帰属する当期純利益			2,033		2,033
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		6		8	14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	6	12	1,412	7	1,439
当期末残高	2,012	2,369	7,926	△334	11,974

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 利 益 の 包 括 利 益 累 計 額	
当期首残高	41	1	△32	9	10,544
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					12
剰余金の配当					△620
親会社株主に帰属する当期純利益					2,033
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△41	△0	△47	△88	△88
当期変動額合計	△41	△0	△47	△88	1,350
当期末残高	-	1	△79	△78	11,895

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>14,078</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,476</b>
現金及び預金	5,841	リース債務	78
受取手形及び売掛金	7,660	未払費用	4,427
前払費用	491	未払法人税等	788
その他	87	未払消費税等	1,840
貸倒引当金	△2	賞与引当金	762
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,946</b>	その他	578
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,549</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>299</b>
建物及び構築物	1,745	リース債務	68
土地	2,643	退職給付引当金	223
その他	160	その他	8
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>334</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,776</b>
リース資産	121	(純 資 産 の 部)	
その他	212	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,247</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,061</b>	資 本 金	<b>2,012</b>
投資有価証券	15	資 本 剰 余 金	<b>2,369</b>
関係会社株式	476	資 本 準 備 金	2,363
敷金及び保証金	63	その他資本剰余金	6
前払年金費用	41	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>7,200</b>
繰延税金資産	422	利 益 準 備 金	40
その他	41	その他利益剰余金	7,160
貸倒引当金	△0	別 途 積 立 金	2,800
<b>資 産 合 計</b>	<b>20,024</b>	繰越利益剰余金	4,360
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△334</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,247</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>20,024</b>

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	69,209
売上原価	56,716
売上総利益	12,492
販売費及び一般管理費	9,373
営業利益	3,119
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	3
助成金収入	8
受取家賃	48
その他	18
合計	78
営業外費用	
支払利息	1
借入費用	43
その他	29
合計	73
経常利益	3,124
特別利益	
投資有価証券売却益	121
特別損失	
投資有価証券売却損	3
減損損失	152
合計	155
税引前当期純利益	3,090
法人税、住民税及び事業税	1,120
法人税等調整額	△60
当期純利益	2,030

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
					別 立 積	途 金	繰 上 金	越 利 余			
当期首残高	2,006	2,357	-	2,357	40	2,800		2,950	5,790	△342	9,811
当期変動額											
新株の発行（新株予約権の行使）	6	6		6							12
剰余金の配当								△620	△620		△620
当期純利益								2,030	2,030		2,030
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			6	6						8	14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											-
当期変動額合計	6	6	6	12	-	-		1,409	1,409	7	1,436
当期末残高	2,012	2,363	6	2,369	40	2,800		4,360	7,200	△334	11,247

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当期首残高	41	41	9,852
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			12
剰余金の配当			△620
当期純利益			2,030
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△41	△41	△41
当期変動額合計	△41	△41	1,394
当期末残高	-	-	11,247

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

日総工産株式会社  
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人 東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 柳 井 浩 一 ㊟  
業 務 執 行 社 員  
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 大 野 祐 平 ㊟  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日総工産株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日総工産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業報告

連結計算  
書類

計算書類

監査報告書

基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。



連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

日総工産株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳井浩一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日総工産株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価

する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げ

る事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

日総工産株式会社 監査役会  
常勤監査役 宇田川利保 ㊞  
社外監査役 石田章 ㊞  
社外監査役 長谷川隆太 ㊞

以上

## トピックス



### ダイバーシティ経営に向けた女性活躍の促進

女性がより一層やりがいを持って働ける環境づくりを実現するため、「ダイバーシティ経営」と「女性活躍推進」をテーマとして、有識者による社内向け講演会を2019年10月と11月に開催し、当社グループの経営層・管理職を中心に約230名が参加しました。講演会の参加者はそれぞれの立場で女性活躍に関わる意識改革や具体的な取り組みについての理解を深め、日々のマネジメントに活かしています。

### 横浜製 カンナ削りの木のストロー製作で「脱プラスチック」に貢献

日総びゅうあ株式会社は、ヨコハマSDGsデザインセンターの進める横浜製 カンナ削りの木のストロー「SDGsストロー・ヨコハマ」の製作に参加しました。本取組は、横浜市が保有する水源林の間伐材を原材料とし、市内企業の特例子会社等で障害者の方々が製作し、市内を中心とするホテル・商業施設等での利用・普及を進めています。日総びゅうあが製作した木のストローは、市内のホテル等で導入・利用が開始されています。



### ニコン日総プライム発足 高齢者の活躍を支援

日総工業株式会社と株式会社ニコンは、人材派遣事業での協業に合意し、2020年1月6日に株式会社ニコン日総プライムを発足いたしました。ニコン日総プライムは、ニコングループの高年齢の従業員の活躍を支援し、雇用機会の開拓・確保と高年齢者が働き続けられる仕組みの研究開発を行い、「働く意欲のある誰もが、社会環境の変化に適応し、働き続けられるようになる社会プラットフォーム」を創り上げ、働く一人一人ひとりのやりがいと幸せの実現を目指します。



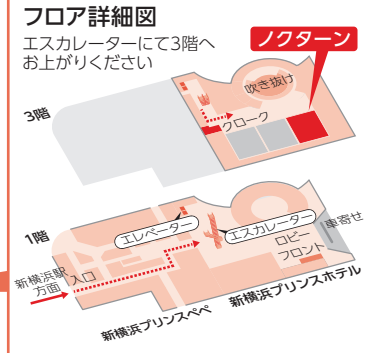
# 株主総会会場ご案内図

## 会場

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番  
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン

## アクセス

JR「新横浜」駅  
横浜線(北口)から徒歩約2分  
東海道新幹線(東口または西口)から徒歩約2分  
※改札口をられましたら、横浜アリーナ方面出口へとお向かいください。  
横浜市営地下鉄線「新横浜」駅  
(出口3Aまたは3B)から徒歩約2分



日総工産株式会社

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目4番1号

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

